

## 農地の賃借料情報

農地法第52条に基づき、賃借料の情報提供を行います。

下記の表は、平成25年1月から12月までに締結（公告）された賃借料です。

利用権設定件数（新規・更新）は156筆、うち使用貸借は121筆です。

### 田（水稻）の部

金額はいずれも10a当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	1,000	1,100	600	10
西地区	—	—	—	—
加佐地区	3,000	5,000	1,600	14

### 畑の部

金額はいずれも10a当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	2,500	8,000	1,600	5
西地区	3,500	3,500	3,500	1
加佐地区	1,000	1,000	1,000	5

- 注) 1. **金額を記載していない区分は、賃貸借の事例がなかった箇所です。**
2. 玄米やもち米等、物納により賃借料が支払われているものについては、玄米30kg当たり6,150円で計算しています。
3. 金額は算出結果を切り捨てし、100円単位にしています。
4. 上記の情報は、農地法第52条の規定に基づき、参考として提供するものですので、農地の賃借に当たっては、当事者間で十分に話し合ったうえで契約してください。
5. 平成21年度の農地法改正により、標準小作料制度が廃止されました。